

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 7 月 6 日 (月) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 14 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員 (16 人)

会長	1 番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2 番	赤羽 則子
委員	3 番	三浦 淳
	4 番	上島 貞章
	5 番	中村 智子
	6 番	足助 聰美
	7 番	下田 節子
	8 番	野澤 修一
	9 番	根橋 英男
	10 番	根橋 鉄雄
	11 番	竹淵 光雄
	12 番	宇治 昭三郎
	13 番	有賀 勝英
	14 番	宮原 光平
	15 番	小澤 浩矩
	16 番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員 (なし)

5. 議事日程

議案第 1 号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 (1) 専決事項

6 月許可決定の 5 条 1 件については、長野県農業会議から
5 月 15 日付で許可相当の意見答申があったので、
許可指令書を交付した。

(2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 原照代
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会)

<尾坂会長>

どうも皆さんこんにちは。日本中を沸かせたワールドカップも残念な結果になりましたけれども、なでしこジャパンも我々を最後の日まで楽しませてくれたことに対してはやっぱり私も感謝しているところであります。その反面このところうっとうしい日々が続いているところでございます。気温も低温気味で、水稻等には若干影響が出るんじゃないかなと思っているところでございます。水管理等難しいかなと思います。また7月に入ってから台風が三つ続けて発生したということでございますが、これも大変難しいとのことでございます。今年の夏が普通どおりの夏であってもらいたいなと思っているところでございます。いずれにいたしましても我々も体が、こういう状況でございますので体には十分気をつけていただきたいなと思います。先月のちょっとした行事でございしますが、6月9日には農業委員会長、事務局長会議が松本で開かれまして、その時に、農業委員の組織・制度改革等の情勢についての話がございました。先日衆議院を通過いたしましたので、後は参議院いって、最悪でも成立不成立になるかと思っておりますけれども、そのような状況の話がございました。それとあわせまして、営農型太陽光発電についての農地転用について、その情報等の取り扱いについての説明がございまして、これからは辰野町の中においても大型のそういう転用等があるかと思っております。その辺の資料は事務局ないし私のところにありますので参考にしたい人がおりましたら、申し出ただけであれば大いに勉強していただきたいなと思っているところであります。それから6月23日には上伊那郡農業委員会協議会の総会が行われまして、赤羽代理・下田委員、私、事務局の4人で行ってまいりまして、これは総会でございますので、例年通り、決算それから結果報告、予算等についての審議で全員、すべて承認されたというところであります。これからの行事でございしますが、一番大変なイベントでございまして、北海道旅行が今週末9日から三日間行われますので、非常に、若干厳しい日程かと思っておりますので、体調管理には十分気をつけていただいて、楽しい旅行にしたいなと思っております。台風がどのような動きをするかわかりませんが、今のところほとんど影響ないんじゃないかなと思っているところでございます。それから8月初めには先日植えた大豆も順調に育っておりますので、その間、これから8月初めまでには若干手入れをしながら8月初めに全員でもって草取りをしたいなと思っておりますのでまた事務局、また部長等相談しながら進めていっていただきたいなと思います。いず

れにいたしましてもこのような不順な天候が続いておりますので、十分お体には気をつけながら、精進していただきたいなと思っております。それでは本日の審議よろしく申し上げまして簡単ではございますがあいさついたします。よろしくお願いいたします。

それでは私のほうから進めさせていただきます。3番の議事録の署名委員の指名でございますが、15番の小澤委員、16番の栗澤委員、よろしくお願いいたします。

それでは4番の議事に入りたいと思います、議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

<原事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

横浜市港南区東芹が谷..番..号のAさん所有の、大字伊那富字宮下…番地、地目は畑、面積348㎡と、大字伊那富字宮下…番地、地目は畑、面積179㎡を、大字伊那富…番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は40㌦で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀委員と野澤委員から意見書をいただいております。

<尾坂会長>

はい、立ち会った農業委員、有賀さんですか、野澤委員さん、お願いいたします。

<8番野澤委員>

はい、8番野澤です。(図面により場所の説明)農地を譲り受ける資格もありますし、耕作も家の近くで十分可能だと思います。このAさん、譲渡人ですけれども、以前から長年持っていたものでありまして、土地ころがしとか三年三作というような条件には全然考える必要もありませんので3条の意見を認めてよろしいかということです。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。ただいまご説明がございましたが、この件につきましてご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。「異議なし」の声)異議なしということでございますのでこの件について許可することといたします。はい、どうもありがとうございました。次に第4条お願いいたします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<原事務局次長>

それでは4条でございます。

1番、大字上島…にお住まいのAさん所有の、大字上島2番、地目は田、面積861㎡のうち529㎡を、太陽光発電施設とするための申請でございます。申請地は道路と工場と水路に囲まれた農地で、耕作できず長いこと休耕地となっていました。有効利用したいため太陽光発電による売電を行いたい計画です。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地ですので、農地法第4条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性が認められないためやむをえないと判断いたします。またこの農地は6月11日付で農振からの除外の公告が済んでおります。この件につきましては、足助委員、根橋英男委員から意見書をいただいております。

<尾坂会長>

はい、それでは現地を立ち会いました足助委員さんお願いいたします。

<6番足助委員>

はい、6番足助です。先月、根橋委員と現地を確認いたしました。(場所の説明)この工場のまん前といいますか、前でになっておりまして、この左と右がAさんの土地でありまして、なんと申しますか、いろいろ障害はありませんし、前では建物、また後ろのほうは町道も通っていることで、なんらいろいろな障害等ないと判断いたしましたのでよろしく申し上げます。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がございましたけれども、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。この場所どの辺になるんです。(足助委員が場所の説明)はい、何かご質問等ございましたら。会社と道路の間にある土地ということでございます。

<9番根橋英男委員>

図面を見てもらうとわかるように、左側はうえから来る水路でそれから町道があつて、地目は田んぼになっているけれど、田んぼになるところは全然ない。なぜ田んぼになっているのか不思議なくらい。それでどうにもならなくて。

<尾坂会長>

じゃあ水路より高いところにあるということですか。

<9番根橋委員>

そうそうそう。水の引きようがない。

<尾坂会長>

昔はあれだったんでしょうね、大事な田んぼで。

<6番足助委員>

圃場整備でおかしくなっちゃったんだね、あそこは。

<尾坂会長>

何かご意見。「(「異議なし」の声)異議なしということでございますので、この件につきまして許可することにいたします。どうもありがとうございました。次に第5条、よろしくお願ひします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2 番朗読】

<原事務局次長>

それでは5条であります。

1番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富…番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字鞍掛…番地、地目は畑、面積147㎡と、大字伊那富字鞍掛…番地、地目は畑、面積63㎡を、大字平出…にお住まいのBさんが使用貸借し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在家族と借家に暮らしておりますが、家族も増え手狭となったため、父の所有地である実家隣接の申請地を使用貸借して、既存の宅地とあわせて、自己の住宅を建築したいという計画でございます。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広

がりのない農地ですので、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、集落に接続しており周辺も宅地化しておりますので問題ないと判断いたします。この件につきましては、有賀委員、野澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、それでは、立ち会った有賀委員さん、お願いいたします。

<13番有賀委員>

13番の有賀が説明します。今説明のございましたように、両親も年をとったということで、説明ありましたように平出でアパート暮らしということで、ぜひ両親のそばに行きたいということで父親の土地を借りて家を建てるとのことです。まあいずれは自分のものになると思いますけれども、そういう形で申請ございましたので、上下水道も完備しておりますので問題ないと思います。ただいま事務局の言ったように全然問題ないし、(入り口付近の家とは)本家新屋ということで問題ないと思われ、以上です。

<尾坂会長>

はい、何かご意見質問等ございましたらお願いします。ちょっとお聞きしますが、この細長いところは道が狭いということで広げるということですか。

<13番有賀委員>

そうですね。今2メートルのとこ6メートルにして。

<尾坂会長>

2メートルでは狭いから、ということでございます。何かご質問等ございましたら。宅地に囲まれているようなところでございますので、この件についてご意見、いいですかね。(意見なし)ご意見質問等、異議なしということでございますので、この件につきまして許可することといたします。2番お願いいたします。

<原事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字辰野…の A さん所有の、大字辰野字北畑…番地、地目は田、面積 145 m²、大字辰野字北畑…番地、地目は田、面積 314 m²、大字辰野字北畑…番地、地目は田、面積 793 m²、以上3筆を、中央..番地、B が取得し宅地分譲地とするための申請でございます。申請地はJR辰野駅に近く通勤通学に適した立地ですが、袋小路のため道路改良の要望があり、このたび道路改修事業の見通しが立ったことから、既存の土地開発公社用地とあわせて宅地分譲することにより、人口増を図りたい計画でございます。申請地は第1種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地にあたり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、竹淵委員、上島委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、立ち会った竹淵委員、お願いいたします。

<11番竹淵委員>

11番竹淵です、よろしく申し上げます。7月3日に宮原・上島両委員さんとB担当職員とで現地を見させていただきました。(図面により場所の説明)…ずっと4メートル道路をあけるといこととであります。現在(図面)3筆になっておりますけれどそこに挟まれたところと下についてもBの買収済みといことと全体を道路をあけて分譲したいといこととであります。現地を、今草になっておりまして、本人も手が入れられないような状態でありますし、以前から話があったようなんですけど、相続の関係でやっここで話がついたといことと今回買収をしたいといこととでありました。現地見させていただきましたけれど問題ないといことと判断させていただきましたのでよろしくご審議お願いいたします。

<尾坂会長>

はい、説明がありましたが、何かご意見ご質問等ございましたら申し上げます。ちょっとお聞きしますが、この(図面)斜線手前のところはすでにBの土地なんだよね。

<11番竹淵委員>

下と間がそうです。それで左側のJRとの間もBの所有になっていて、そこへJR沿いにずっと道路をあけるといこととあります。それからずっと周回できるようなかたちであけて、今回あけて、それで宅地造成して売却したいといこととであります。

<尾坂会長>

はい、すでにBの持っている土地の続きを買って宅地造成するという計画のようで、何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

<8番野澤委員>

農業委員としてはえらい言うことじゃないけれど、農業委員としてはいいらと思うけど、売れるかなって感じですね。町民として意見を言うと。

<尾坂会長>

農業委員としては利用していただければいいかなというような場所だと思います。

<14番宮原委員>

実際現地行ってみればいいところだぞ。

<飯澤事務局長>

先ほどの説明のとおり、若干やっぱ心配はありますけれど、すでにこの手前と間部分がもう30年近く前にBが取得している土地なんですね。それがもう死に地のような形のような状況になっているものですから、たまたま、竹淵委員が説明がありましたように、周回道路があきます。そのことによって宅地化を進めるというような状況になるんですが、そういう土地を活かすにはこういうやり方しかないだろうということでもあります。ですので利便性からいきますとね、辰野駅も近いということがございますので、電車は下を通りますので騒音のようなものもあまり苦にならないんじゃないかなと思います。環境的にはいいところだと思いますので、売れることを期待したいと思います。人口増に結びつけるというようなことを、優良宅地として売れるようにまた皆さんもこれが通ったあかつきにはPRしていただければありがたいと思います。

<尾坂会長>

Bの土地をできるだけ早く売ろうという考えであります。

<飯澤事務局長>

死に地になっているものなもんですから、宅地造成をしてこれからの…

<尾坂会長>

価値をあげようということでございますので、農業委員としては何かご意見、ございましたら。「異議なし」の声)はい、異議なしということでございますのでこの件について許可することといたします。どうもありがとうございました。続きまして、議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局より説明お願いいたします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<原事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計19件、27筆、面積は30251㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご審議お願いします。

<尾坂会長>

はい、ただいま事務局から説明がございました。何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。利用権設定でございます。「なし」の声)このように決定いたしましたのでよろしくをお願いいたします。はい、どうもありがとうございました。次に報告事項に入ります。(1)専決事項について、(2)農地法第18条第6項の規定による通知書について事務局より説明をお願いいたします。

報告事項

<原事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思っております、6月許可決定の5条1件につきましては、長野県農業会議から6月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

続きまして、(2)農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約でございますが1件、議案書の通りでございます。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

はい、ただいま報告事項2件につきまして説明がございました。何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。「異議なし」の声)異議なしということでございますので、こういう形で了解をよろしくをお願いいたします。以上で議事につきましては終わりましたので、事務局お願いします。

その他

○次回委員会開催日

8月5日(水) 午後1時00分から 第2会議室

○平成27年度味噌づくり体験大豆ほ場草取りについて

有賀農地部長説明

・委員の草刈 7/16(木)午前7時～

(上島・竹淵・中村・根橋英・有賀・赤羽)

・会員参加の草取り 8/2(日)委員 AM8:30 集合、参加者9時集合

雨天の場合、中止

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印